



学校法人
鎌倉女子大学

何につけ経費はかかる、お金って大事ですよね！

普段親しくさせて頂いているいくつかの学校法人がその学園の刊行物を送って下さいます。体裁も内容も思い思いに趣向を凝らしてさまざまですが、責任者の方が毎回所信や所感を述べておられる学校もあり、ああ同じようなことを思っておられるのかとか、私などが気がつかなかったことを教えて頂いたり、学ぶところが少なくありません。

先だって中に、我が意を得たり、よくおっしゃって下さった、と思った文章に出くわしました。それは、収入印紙についてお書きになっている文章でした。

「収入印紙は『印紙税』という税金の徴収方法だが、その対価は何なのか。経済活動の一環としての納税義務ならば、同じ活動で消費税も支払っている。にもかかわらず、名目を変えて上納させられる理由は何なのか。

『経済取引において、文書を作成することによって取引事実を明確化して法律関係を安定させられるのだから、文書に負担を求める』というのが政府の説明のようだ。すなわち収入印紙は『文書への課税』だというわけだが、まったくチンプンカンプンである」。

私は、苦笑しながら読み進めました。と申しますのは、何かにつけ契約書に捺印する時には必ず収入印紙が貼り付けてあって、相互に押印し合うことになっているからです。私も、一再ならず、これってホントに必要なんだろうかね、大規模の契約だってインターネットで交わされる時代と聞く、しかも契約者同士が納得して署名・捺印し合っていれば、それで十分なのにねと、起案者に尋ねたことがあったからです。

その方は、更に書き進め、こう締めくくっておられました。

『株式会社日本』の時代ならば、『社長』に相当する政府から『お墨付き』をもらう対価に、印紙税を納付するのもしむを得なかったかもしれない。だが明治時代に導入されたこの印紙税、今や文書にお墨付きなど必要だろうか？収入印紙での課税などなくても、取引を明確にし、コンプライアンスに基づいて互いの利益のために仕事ができる。それが21世紀の経済活動である。校舎の新築の契約のたびに収入印紙の存在が疑問となる。納得できず割り切れない話である」。

印紙税とは違った話なので、当然といえば当然のことなのでしょうが、でも主観的には最近少し似たような思いに駆られたことがありました。

本学は、この春、80周年への助走期に入ったという認識から、新しいロゴマークを制作しました。最近ではコミュニケーションマークというそうですが、ただちに話題になったのがマークの商標登録をしておかなくてはいけないということでした。

かつてオリンピックマークが発表された時、あるデザイナーが作ったTOKYOの、やや

デフォルメされたTの字がベルギーの劇場のロゴマークと類似していると大騒ぎになったことは、記憶しておられる方も多いと思います。もっとも、この劇場がこのマークを何時から使用しているのか、寡聞にして私は知りませんが、今からはるか35年ほど前のこと、ドイツの新聞で、ある印象的な記事のそばに似たようなデザインの文字が使われているのを見たことがありました。そうだとすると、そのロゴのオリジナルは、必ずしもその劇場のものともいえなくなるように思います。あんまりこの問題を顕在化させますと、騒動を蒸し返すことになりそうなので止めておきますが、何れにしてもそうしたこともあるからでしょう、以前どこかで使われたものでなかったという確認も必要になりますし、また今後どこかで借用されても困りますので、そのために本学のオリジナルですよという商標登録を特許庁に申し出なくてはならないというわけです。

しかし、担当者が調べてくれたところ、商標登録といっても、第1類の「工業用、科学用又は農業用の化学品」から第45類の「警備及び法律事務」まで綿密に区分され、本学の該当分野は、第41類の「教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動」でしたが、その手続きがまたなかなか複雑なところがあって、出願手数料、登録料納付手数料、それにそれぞれの手数料にそれぞれに源泉税が別途付加されるというのです。更に、一度申請したら、永久に本学に権利が生ずるのかというと、必ずしもそうではなく、有効期限は最長でも10年で、継続したい場合は、また同じように出願手数料を、登録料納付手数料を、源泉税を支払わなければならないということです。勿論、知的財産権を保護するためには、私なぞには分からないそれぞれに理由があるわけでしょうから、政府のお小遣い稼ぎなどは、決して申しません。

でも、何れにしても、何をやるにせよ、お金はつきもので、節約節約に徹しなければいけないと今更ながら思うところです。

[>前のページへ戻る](#)